

平成30年度「埼玉県ものづくりIoT強化支援事業補助金」募集要領

1 補助対象者

下記のすべてに該当する者

- (1) 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号に規定する「中小企業者」であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類の「製造業」に属すること。
- (3) 埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有すること、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点を有すること。

なお、本事業における補助対象物件は、原則として埼玉県内の事業所で供用すること。また、第二類 企業連携型において補助対象者が連携する他企業の事業所は、埼玉県内または関東地方（埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県）の1都6県）に立地するものであること。

- (4) みなし大企業（同一の大企業で資本金の1/2以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の2/3以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の1/2以上を占めている企業）でないこと。
- (5) 埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (8) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。

また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。

2 対象事業と補助金区分

この補助事業は、県内中小製造業が、労働生産性向上、現場力向上、物流効率化等の指標を設定の上、IoT(モノのインターネット)と呼ばれる技術を活用した仕組み(以下「システム」と呼ぶ)を構築し、経営の改善につなげる取り組みが対象であり、製品開発は対象外とする。

事業類型は、次に示す2事業類型とする。それぞれ対象事業内容、補助金上限額、補助率が異なるので、自社が導入したい事業類型を選択し、応募すること。なお、複数の類型での重複応募は不可とする。

事業類型	事業内容	補助金上限額	補助率	採択件数
第一類： 一般型	IoTの要素技術(センサー・機械出力によるデータ収集・分析、画像処理による判断、収集したデータの解析並びに判断による生産機械制御、RFID等の活用によるトレ	250万円	1/2	2~3件

	サビリティ管理等)を組み込んだシステムであること。(単なる最新機器購入(工場機器、ロボットも含む)、IT機器購入・導入に留まる事業については対象外とする。)			
第二類: 企業連携型	リードタイム短縮やマスカスタマイゼーション対応力の向上など、付加価値向上のためにIoTの要素技術を用いて企業間の連携を図り、生産性向上や生産革新に結び付く仕組みを目指すシステムであること。 なお、連携を図る企業は非製造業でも可とする。ただし、同一企業内の事業所間のみでの連携や、同一資本関係(連結会計)にある企業間の連携については対象外とする。	500万円	10/10	1件

実施に当たっては、下記の要件に該当することを前提とする。

- (1) 応募に当たっては、事業類型を申請書に記載すること。(重複応募は不可)
- (2) 事業内容は、必ずIoT要素技術を活用した内容とすること。
(第一類:一般型(事業内容)に記載のIoT要素技術を使用せず、業務効率化ソフトなどのITシステムの導入や、ITシステムのネットワーク連携に留まる場合は対象外とする。)
- (3) ものづくり力の強化に結び付く事業内容であるとともに、各類型の特性に応じた経営改善につながる数値目標を設定すること。
(例: 生産性向上、リードタイム短縮、品質強化、コストダウン、競争優位性確保等)
- (4) 平成31年2月28日までに、システムを導入・稼働させ、経営改善目標の達成が見込めること。
なお、平成30年12月の中間検査において、平成31年2月28日までの稼働が見込めない場合は、補助を中止することがある。(進捗度により補助金交付決定額から減額する。)
- (5) 補助事業の実施に際して、補助対象企業が主体となって取り組むものであること。第二類型企業連携型では、補助対象企業が事業主体となり、連携企業との事業を総括すること。
- (6) 本事業を的確に遂行する体制、人員等を有していること。また、本事業を遂行できる能力を有するプロジェクトマネージャーを配置すること。
- (7) 最小の投資によりIoT活用ノウハウを確立し、県内中小企業への波及効果が見込まれるものであること。
- (8) 補助対象物(IoT機器等)が設置される事業であること。なお、ソフトウェア開発のみの事業は対象外とする。

- (9) 第二類 企業連携型の事業を実施するに当たり、データの利用権限に関するガイドライン(IoT推進コンソーシアム・経済産業省編)の内容を踏まえて、連携に関する事業分担、責任分担、瑕疵への対処方法などを定めた書面を連携企業間で取り交わすこと。
- (10) 第二類 企業連携型の事業を実施する過程において、連携企業間でトラブルが生じた際、公社及び県はその責めを負わないものとする。
- (11) 補助事業としての採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額、実施内容(企業秘密部分は除く)等の公表・公開が可能であること。(事業実施後に視察の受け入れやセミナー等での導入成果等を公表していただくことがあります。)
- (12) 他の補助金、助成金を活用する事業でないこと。なお、他の補助・助成事業と同時期に採択されるとともに、その補助・助成を辞退しないときは、本事業における採択を取り消すこととする。

3 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費(別表)で、以下の①~③の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、平成31年2月末日までに支払が完了している経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

4 補助率等

事業分類における第一分類の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助上限金額は250万円とする(消費税は補助対象外)。

事業分類における第二分類の補助率は、補助対象経費の10分の10以内とし、補助上限金額は500万円とする(消費税は補助対象外)。

5 必要書類

- (1) 事業計画書(交付要綱第7条様式1号)
- (2) 事業税に係る納税証明書(直近1期分)
- (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書を含む)(直近3期分)
- (4) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(個人の場合は住民票)
(3か月以内のもの)

(5) 会社案内

(6) 補助事業計画を説明する追加の参考資料

(7) 事業の積算根拠となっている機器、ソフトウェアパッケージのカタログ類
(積算根拠の妥当性の確認のため)

なお、開発に当たって、仕様変更等により機器もしくはソフトウェアパッケージが変更になることを阻害するものではない。

(8) 他の補助金を受けたことがある場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、その補助金

名、補助年度、補助事業の概要を記載した書類

6 受付期間

平成30年6月8日(金)～平成30年7月5日(木) 17時必着

7 申請方法

受付期間内に申請者が直接、必要書類を公益財団法人埼玉県産業振興公社(新産業振興部IoT・技術支援グループ(北与野事務所))に郵送又は持参する。

8 審査

書面審査で一定の評価を得た企業に対して、二次審査として7月上旬現地審査、7月中旬に面接審査(事業計画のプレゼンテーション)を行い、採択企業を決定する。結果は平成30年7月下旬頃に通知する。

9 補助金の支払

補助金の支払は、補助対象者が提出する事業完了報告書の審査及び確定検査(証拠書類及び現場の検査)を実施し、補助金額を確定した上で、精算払いにより行う。

10 補助事業実施に当たっての留意点

別紙のとおりとする。

11 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、平成30年6月7日から施行する。

(別表)

補助対象経費	
経費区分	内容
機械装置・器具購入費、ソフトウェアパッケージ購入費	システムとして構成される機械装置、センサー・カメラ等のIoTを構成する装置・部品、通信機器類の購入、あるいは自社製造費用(社内労務費を除く)、据付け、パッケージソフトウェア購入及び設定費、機器借用、保守又は修繕に要する経費 <注意事項> システム導入目的以外の機械設備やIT設備等汎用性設備は対象外とする。(例えば、事務処理用のPC関連やスマートフォン、プリンタなど)
クラウド使用料等	システムとして利用するクラウドの使用料及び通信費等に支払う使用料。クラウド使用料、機器リース、通信費、保守、その他借用費用等の費用は、交付決定日以降に契約し、平成31年2月28日までに支払った費用とする。
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費(委託契約) ①システム開発などの構築に必要な作業で外部に委託する費用等が対象となる。 ②委託費の上限として、原則として補助額の1/2を超えないものとする。
技術指導費	IoTシステム構築を行うに当たって、外部(専門家等)から技術指導を受ける場合に要する経費。 開発を委託する会社と同じ企業から技術指導を受ける場合には、一連のシステム開発の作業と判断し、技術指導費ではなく委託費と判断する。
外注費	IoTシステムを構築するのに必要な既保有の工作機械装置等の設計、改造(そのために必要な設計作業を含む)及び電気工事等の外注に必要な費用
その他経費	上記以外で、理事長が必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

【別紙1】

(補助事業実施に当たっての留意点)

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがある。

[1] 事業実施における義務事項

- ① 経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管(補助事業終了後5年間)
- ③ 補助事業に係る機械装置、IoT関連機器、パッケージソフトウェア等の保管(補助事業終了後5年間)
- ④ 補助対象物件の他用途使用の禁止(成果物の転売、他システムへの転用)
- ⑤ 補助対象物件に対する表示

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑥ 事業計画の変更(中止、廃止を含む)の制限
- ⑦ 財産処分の制限(5年間)

[2] 経理における義務事項

- ① 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管(補助事業完了後5年間)
- ② 補助対象経費の支出は原則として金融機関への振込とする。なお、10万円未満の支出については領収書など証拠書類があれば現金払いも可とする。
- ③ 補助事業物件の速やかな検収

[3] 報告書類の提出について(いずれも様式指定)

- ① 中間報告(状況報告書)〔提出時期:平成30年12月11日(火)〕
- ② 完了報告(実績報告書)〔提出時期:平成31年3月11日(月)〕
- ③ 経営改善状況報告書〔提出時期:補助事業完了後5年間/毎会計年度終了後15日以内〕
※以下の報告書類は該当する場合に提出する。但し、下記の事項に関しては申請後、是非に関しては、公社と県が協議の上、判断する。
- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 計画の中止(廃止)申請書
- ⑥ 遅延報告書
- ⑦ 産業財産権取得等の報告(③の報告書に記載)

[4] その他注意事項

- ① 機械装置等の購入については、補助事業に係るシステム開発並びに稼働等に限定して使用するものでないと対象とならない。
- ② システム構築時に仕様変更によって機器の価格・ソフトウェアの価格が著しく減少した場合には、補助金の負担額削減の可能性はある。その場合には、12月に提出された中間報告書の内容を吟味して判断する事とする。

- ③ 第二類 企業連携型では、連携企業間での連携に関する事業分担、責任分担、瑕疵への対処方法などを定めた書面を取り交わすこと。
- ④ 補助事業で開発したIoTシステムの事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を公社へ納付(納付額は補助金額以下)することがある。
- ⑤ 補助事業完了後の確定検査を経て補助金を交付する精算払いとなるので、補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。